

第 1 税 制

1 平成28年度の税制改正

(年度改正)

現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとするほか、地方創生の推進、税源の偏在性の是正などの観点から、次のとおり地方税制の改正が行われた。

税目	項目	改正概要	関係条文															
法人の県民税	法人税割の税率の変更	<p>地方法人税（国税）の税率の引上げに伴い、法人税割の税率を1.8%とすることとした。</p> <p>（平成31年10月1日施行）</p>	法51	条31、条附17														
法人の事業税	外形標準課税の拡大	<p>外形標準課税の対象となる普通法人の事業税の税率について、次のとおりとすることとした。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">付加価値割</td> <td style="width: 40%;">1.2%</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">所得</td> <td>所得のうち年400万円以下の部分</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年400万円を超え年800万円以下の部分</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>割</td> <td>所得のうち年800万円を超える部分</td> <td>0.7%</td> </tr> </table> <p>（平成28年4月1日施行）</p>	付加価値割	1.2%		資本割	0.5%		所得	所得のうち年400万円以下の部分	0.3%	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の部分	0.5%	割	所得のうち年800万円を超える部分	0.7%	法72の24の7、地方法人特別税等に関する暫定措置法 ²	条42、条附6の2の2
	付加価値割	1.2%																
資本割	0.5%																	
所得	所得のうち年400万円以下の部分	0.3%																
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の部分	0.5%																
割	所得のうち年800万円を超える部分	0.7%																
	所得割の税率の変更	<p>暫定措置である地方法人特別税（国税）の廃止に伴い、法人事業税の所得割の税率を次のとおりとすることとした。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4">資本金1億円超の普通法人（外形標準課税の対象）</td> <td>所得のうち年400万円以下の部分</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年400万円を超え年800万円以下の部分</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年800万円を超える部分</td> <td>3.6%</td> </tr> <tr> <td>3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行う法人</td> <td>3.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">資本金1億円以下の普通法</td> <td>所得のうち年400万円以下の部分</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年400万円を超え</td> <td>7.3%</td> </tr> </table>	資本金1億円超の普通法人（外形標準課税の対象）	所得のうち年400万円以下の部分	1.9%	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の部分	2.7%	所得のうち年800万円を超える部分	3.6%	3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行う法人	3.6%	資本金1億円以下の普通法	所得のうち年400万円以下の部分	5.0%	所得のうち年400万円を超え	7.3%	地方法人特別税等に関する暫定措置法 ²	条附6の2の2
資本金1億円超の普通法人（外形標準課税の対象）	所得のうち年400万円以下の部分	1.9%																
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の部分	2.7%																
	所得のうち年800万円を超える部分	3.6%																
	3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行う法人	3.6%																
資本金1億円以下の普通法	所得のうち年400万円以下の部分	5.0%																
	所得のうち年400万円を超え	7.3%																

1 平成 28 年度の

税 目	項 目	改 正 概 要	関 係 条 文																		
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="528 322 660 685" rowspan="3">人</td> <td data-bbox="660 322 1059 383">年800万円以下の部分</td> <td data-bbox="1059 322 1190 383"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 383 1059 495">所得のうち年800万円を超える部分</td> <td data-bbox="1059 383 1190 495">9. 6%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 495 1059 685">3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1, 000万円以上の法人</td> <td data-bbox="1059 495 1190 685">9. 6%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 685 660 1061" rowspan="3">特別法人</td> <td data-bbox="660 685 1059 757">所得のうち年400万円以下の部分</td> <td data-bbox="1059 685 1190 757">5. 0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 757 1059 875">所得のうち年400万円を超える部分</td> <td data-bbox="1059 757 1190 875">6. 6%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 875 1059 1061">3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1, 000万円以上の法人</td> <td data-bbox="1059 875 1190 1061">6. 6%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1061 660 1173"></td> <td data-bbox="660 1061 1059 1173">電気供給業、ガス供給業、保険業等を行う法人</td> <td data-bbox="1059 1061 1190 1173">1. 3%</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(平成31年10月1日施行)</p>	人	年800万円以下の部分		所得のうち年800万円を超える部分	9. 6%	3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1, 000万円以上の法人	9. 6%	特別法人	所得のうち年400万円以下の部分	5. 0%	所得のうち年400万円を超える部分	6. 6%	3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1, 000万円以上の法人	6. 6%		電気供給業、ガス供給業、保険業等を行う法人	1. 3%		
人	年800万円以下の部分																				
	所得のうち年800万円を超える部分	9. 6%																			
	3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1, 000万円以上の法人	9. 6%																			
特別法人	所得のうち年400万円以下の部分	5. 0%																			
	所得のうち年400万円を超える部分	6. 6%																			
	3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1, 000万円以上の法人	6. 6%																			
	電気供給業、ガス供給業、保険業等を行う法人	1. 3%																			
地方消費税	地方消費税の税率の引上げ時期の変更	地方消費税の税率の引上げの施行期日を平成31年10月1日とすることとした。																			
不動産取得税	課税標準の特例措置の創設	<p>中小企業者が取得する患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する一定の薬局の用に供する不動産について、当該取得が平成30年3月31日までに終わったときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。</p> <p style="text-align: center;">(平成28年4月1日施行)</p>	法附11	条附7																	
	課税標準の特例措置の拡大	<p>第一種市街地再開発事業の施行に伴い従前の土地・建物の所有者等が代替取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、対象となる不動産の取得に、個別利用区(※)内の宅地を取得した場合を追加することとした。</p> <p>※ 再開発ビルや公共施設以外の敷地として個別利用できる土地の区域。施行地区内の宅地を再開発ビルの床</p>	法73の14	条53																	

税制改正（続き）

税目	項目	改正概要	関係条文	
	特例措置の延長等	<p>ではなく、個別利用区内の宅地に権利変換することが可能 (平成28年10月19日施行)</p> <p>次の措置を講ずることとした。</p> <p>1 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したとみなす日を新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長</p> <p>2 新築特例適用住宅の土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長</p> <p>3 地方税法以外の法律等による政策の推進を税制面において支援する特例措置の適用期限の延長及び廃止 (平成28年4月1日施行)</p>	法附10の2 法附10の2 法附11	条附6の3 条附6の3 条附7
自動車取得税	<p>低公害かつ低燃費の車等(新車に限る。)に係る税率軽減措置の見直し</p> <p>代替自動車の取得に係る特例措置等の延長</p> <p>自動車取得税の廃止</p>	<p>排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(新車に限る。)に対して課する自動車取得税に係る特例措置(いわゆる「自動車取得税のエコカー減税」)の適用対象となる自動車の範囲に、車両総重量が7.5トンを超えるバス・トラックで平成28年ディーゼル重量車基準に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものを加えることとした。 (平成28年4月1日施行)</p> <p>自動車持出困難区域(※)内の自動車について永久抹消登録がなされる前に、代替自動車取得された場合においては当該代替自動車に対する自動車取得税に係る納税義務を免除し、既に徴収金を徴収した場合においては当該徴収金を還付する措置について、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。 ※ 東日本大震災(原子力災害)による警戒区域であった区域で、当該区域から自動車を移動させることが困難であるとして総務大臣が指定して公示した区域 (平成28年4月1日施行)</p> <p>消費税の税率の引上げに伴い、廃止することとした。 (平成31年10月1日施行)</p>	法附12の2の3 法附52 法2章7節	条附12の2の2 条附23 条2章6節
自動車税	グリーン化特例(軽課)の延長等	<p>排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(新車に限る。)に係る取得の翌年度の自動車税の税率を軽減する特例措置(いわゆる「自動車税のグリーン化特例(軽課)」)について、対象を見直した上、1年延長することとした。 (平成29年4月1日施行)</p>	法附12の3	条附13

1 平成28年度の税制改正（続き）

税目	項目	改正概要	関係条文	
	グリーン化特例（重課）の延長	新車新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車について、自動車税の税率を加重する特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化特例（重課）」）を1年延長することとした。 (平成29年4月1日施行)	法附12の3	条附13
	代替自動車の取得に係る特例措置	東日本大震災（原子力災害）に係る自動車持出困難区域内の自動車について、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間に永久抹消登録がなされる前に代替自動車取得された場合に、代替自動車取得した年度の自動車税に係る納税義務を免除する等の措置を講ずることとした。 (平成28年4月1日施行)	法附54	条附25
		東日本大震災（原子力災害）に係る自動車持出困難区域内の自動車について、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に永久抹消登録がなされる前に代替自動車取得された場合に、代替自動車取得した年度及びその翌年度の自動車税に係る納税義務を免除する等の措置を講ずることとした。 (平成29年4月1日施行)	法附54	条附25
	環境性能割の創設	廃止される自動車取得税の持つグリーン化機能を維持・強化する自動車税環境性能割を創設することとした。 (平成31年10月1日施行)	法145から177の6、法附12の2の10	条第72から85の2、附12の6
	現行の自動車税の種別割への変更	環境性能割の創設に伴い、現行の自動車税を自動車税種別割とすることとした。 (平成31年10月1日施行)	法2章8節	条2章7節
その他	延滞金の計算方法の見直し	法人県民税又は法人事業税の当初申告書の誤りによる減額更正後に再度税額を増額する修正申告書が提出されたときは、その増額部分（当初申告書の税額を上回らない部分に限る。）については、国税と同様に延滞金の計算期間から控除することとした。 (平成29年1月1日施行)	法56、64、72の4 4、72の45	条14

(清流の国ぎふ森林・環境税条例の延長)

清流の国ぎふ森林・環境税について、その適用期間を5年間延長し、平成33年度までとすることとした。

【清流の国ぎふ森林・環境税の概要】

森林及び河川が有する県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保等の公益的機能の維持増進を図るための財源確保を目的として、県民税の均等割の超過課税として賦課するもの

- ・税 率 個人 1,000円を加算
法人 100分の10を乗じた額を加算
- ・適用期間 平成24年度から平成28年度まで

(平成28年12月20日施行)

(岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の延長等)

県内の企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例措置について、軽減税率を次のとおり拡充するとともに、その対象期間を4年間延長し、平成33年3月31日までの取得とすることとした。

<税率>

	通常 of 税率	改正前の軽減税率 (H26.4.1~H29.3.31)	改正後の軽減税率 (H29.4.1~H33.3.31)
家屋	4%	2%	1.333%
土地	3%	1.5%	1%

【岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の概要】

- ・目 的：航空宇宙、食料品関連など将来において成長が期待される産業又は経済変動に強い産業に関連する事業を行う企業の立地を促進するため
- ・対象区域：岐阜県全域
- ・対象期間：平成26年4月1日から平成29年3月31日までの取得

(平成29年4月1日施行)

2 平成28年度課税標

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
県民税	<p>1 個人</p> <p>(1) 県内に住所を有する個人 均等割 所得割</p> <p>(2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所又は家屋敷のある市町村に住所を有しない者 均等割</p> <p>○賦課期日 1月1日</p>	<p>1 個人</p> <p>(1) 均等割 1,500円 ※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)の施行に伴い、標準税率の1,000円に500円が加算されている。(平成26年度～平成35年度)</p> <p>(超過課税) 清流の国ぎふ森林・環境税 1,000円</p> <p>(2) 所得割 100分の4</p>	<p>1 個人</p> <p>賦課徴収は、市町村が市町村民税と併せて行うため市町村民税の納期に同じ</p>	
	<p>2 法人</p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所を有する法人 均等割 法人税割</p> <p>(2) 県内に事務所又は事業所を有する公益法人等及び人格のない社団等 ・収益事業を行う場合 均等割 法人税割 ・収益事業を行わない場合 均等割 (一部非課税)</p> <p>(3) 県内に寮等のみを有する法人等 均等割</p>	<p>2 法人</p> <p>(1) 均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共法人^{※1}及び公益法人等^{※2}のうち、均等割を課することができないもの以外のもの^{※3} ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) ・資本金等の額を有しない法人 ・資本金等の額が1千万円以下である法人 年 20,000円 ・資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人 年 50,000円 ・資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人 年 130,000円 ・資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人 年 540,000円 ・資本金等の額が50億円を超える法人 年 800,000円 <p>※1 法人税法別表第1に規定するものをいう。 ※2 地方税法第24条第5項に規定するものをいう。 ※3 法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。</p> <p>(超過課税) 清流の国ぎふ森林・環境税 上記の区分に応じて年額2,000円～80,000円 (均等割額の10%相当額)</p> <p>(2) 法人税割 法人税額の100分の3.2 (超過課税) 資本(出資)金の額が1億円超のもの又は課税標準となる法人税額が年1,000万円超(平成8.1.31以前に決算期の到来する法人については400万円超)のものは、法人税額の100分の4</p>	<p>2 法人 申告納付</p> <p>(1) 確定申告 事業年度の終了の日から2月以内</p> <p>(2) 中間申告 事業年度の期間が6月を超える法人は当該事業年度開始の日から6月経過後2月以内</p> <p>(3) 清算法人の申告 ア 各事業年度終了の日から2月以内 イ 残余財産分配の日の前日まで ウ 残余財産確定の日から1月以内</p>	

準、税率、納期一覧

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
	3 利子割 県内に所在する金融機関等から支払いを受けるべき利子等の額	3 利子割 支払いを受けるべき利子等の額の100分の5	3 利子割 申告納入 毎月分を翌月10日まで	
	4 配当割 一定の上場株式等の配当等の額	4 配当割 特定配当等の額の100分の5	4 配当割 申告納入 毎月分を翌月10日まで (源泉徴収選択口座内の配当等は翌年1月10日)	
	5 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における特定株式等譲渡所得金額	5 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡所得金額の100分の5	5 株式等譲渡所得割 申告納入 1年分を翌年1月10日まで	
事業税	1 個人 平成27年中における事業の所得及び平成27年1月1日から事業廃止の日までの事業の所得 ○事業主控除額 年 290万円 ○事業専従者控除額 青色 給与として支給した額 白色 次のいずれか低い額 ・配偶者 86万円 その他 50万円 ・事業専従者控除前の事業所得÷(事業専従者数+1)	1 個人 (1) 第1種事業 課税所得金額の100分の5 (2) 第2種事業 課税所得金額の100分の4 (3) 第3種事業 (4)に掲げるものを除く。 (4) 第3種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業 課税所得金額の100分の3	1 個人 普通徴収 1期 8月1日～8月31日 2期 11月1日～11月30日 ただし、事業を廃止した場合は知事の定める日	
	2 法人 (1) 電気供給業、ガス供給業及び保険業 各事業年度の収入金額 (2) その他の事業 各事業年度の付加価値額、資本金等の額若しくは所得又は各事業年度の清算所得 ^{*1} (医療法人が行う社会保険診療に係るものは除外。)	2 法人 (1) 収入金課税法人 収入金額の100分の0.9 (2) 所得課税法人 ア 特別法人 所得のうち 年400万円以下の金額 100分の3.4 年400万円を超える金額及び清算所得 ^{*1} 100分の4.6 イ 上記以外で資本金又は出資金の額が1億円を超える法人 付加価値額の100分の1.2 資本金等の額の100分の0.5	2 法人 申告納付 (1) 確定申告 事業年度の終了の日から2月以内 (2) 中間申告 事業年度の期間が6月を超える法人は当該事業年度開始の日から6月経過後2月以内 (3) 清算法人の申告 ア 各事業年度終了の日から2月以内 イ 残余財産分配の日の前日まで ウ 残余財産確定の日から1月以内	

2 平成28年度課税標

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
	<p>※1 平成22年9月30日以前に解散した法人に限る。</p>	<p>所得のうち 年400万円以下の金額 100分の0.3 年400万円を超え800万円以下の金額 100分の0.5 年800万円を超える金額及び清算所得^{※1} 100分の0.7 ウ その他の法人 所得のうち 年400万円以下の金額 100分の3.4 年400万円を超え800万円以下の金額 100分の5.1 年800万円を超える金額及び清算所得^{※1} 100分の6.7 ただし、(2)のうち3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う資本金又は出資金の額が1000万円以上の法人については、所得・清算所得ともに、特別法人にあつては100分の4.6、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人にあつては100分の0.7、その他の法人にあつては100分の6.7 ●平成20年10月1日以後に開始する事業年度（清算予納申告、残余財産配分予納申告及び清算確定申告にあつては、同日以後に解散した場合に限る。）から適用</p>		
<p>(参考) 地方法人特別税 (国税)</p>	<p>法人 (1) 法人事業税所得割 (2) 法人事業税収入割</p>	<p>法人 (1) 法人事業税所得課税法人 ア 外形標準課税法人 法人事業税所得割の100分の414.2 イ その他の所得課税法人 法人事業税所得割の100分の43.2 (2) 法人事業税収入金課税法人 法人事業税収入割の100分の43.2 ●平成20年10月1日以後に開始する事業年度（清算予納申告、残余財産配分予納申告及び清算確定申告にあつては、同日以後に解散した場合に限る。）から適用</p>	<p>法人事業税の納付と併せて行う。</p>	

準、税率、納期一覧（続き）

税目	課税標準等	税率	納期	摘要												
<p>不動産取得税</p>	<p>取得時の不動産の価格</p> <p>○新築特例適用住宅取得特例控除 延床面積が50㎡以上240㎡以下（一戸建以外の貸家住宅は40㎡以上240㎡以下）の住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除（当該住宅が認定長期優良住宅である場合は、1戸につき1,300万円を価格から控除（平成21年6月4日から平成30年3月31日までの取得に限る））</p> <p>○既存住宅取得特例控除 既存住宅で一定の要件に該当するものについて以下の額を価格から控除</p> <table border="1" data-bbox="260 976 549 1308"> <thead> <tr> <th>新築年月日</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭51. 1. 1～ 昭56. 6. 30</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>昭56. 7. 1～ 昭60. 6. 30</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>昭60. 7. 1～ 平元. 3. 31</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>平元. 4. 1～ 平 9. 3. 31</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>平 9. 4. 1～</td> <td>1,200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○免税点 土地の取得 10万円未満 家屋の取得（1戸について） 建築分 23万円未満 承継分 12万円未満</p>	新築年月日	控除額	昭51. 1. 1～ 昭56. 6. 30	350万円	昭56. 7. 1～ 昭60. 6. 30	420万円	昭60. 7. 1～ 平元. 3. 31	450万円	平元. 4. 1～ 平 9. 3. 31	1,000万円	平 9. 4. 1～	1,200万円	<p>課税標準額の100分の4 ただし、平成15年4月1日から平成30年3月31日までの間の土地及び住宅の取得については100分の3、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間の住宅以外の家屋については100分の3.5、平成20年4月1日以降の住宅以外の家屋については100分の4</p> <p>○土地を取得した日から3年以内に当該土地の上に一定の住宅を新築し、又は当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上に一定の住宅を新築していた場合は、当該土地の取得に対して課する税額から150万円あるいは土地1㎡当たりの価格に住宅の床面積の2倍（200㎡が限度）を乗じた金額のいずれか多い額に税率を乗じて得た額を減額</p>	<p>普通徴収 知事の定める日</p>	
新築年月日	控除額															
昭51. 1. 1～ 昭56. 6. 30	350万円															
昭56. 7. 1～ 昭60. 6. 30	420万円															
昭60. 7. 1～ 平元. 3. 31	450万円															
平元. 4. 1～ 平 9. 3. 31	1,000万円															
平 9. 4. 1～	1,200万円															

2 平成28年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要																
自動車 取得税	自動車の取得価額 免税点 50万円以下	軽自動車及び営業用自動車 100分の2 自家用自動車 100分の3 ※ 電気自動車、天然ガス車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車、最新自動車排出ガス規制適合車など一定の低公害車及び低燃費車（最新排出ガス規制値及び燃費基準より、一定以上性能が良い自動車に限る）については非課税や軽減措置を適用。 一定の条件を満たすバリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車（ASV）について、軽減措置を適用。	申告納付 自動車の新規登録・移転登録の日																	
県たば こ税	卸売販売業者等が県内に所在する営業所を有する小売販売業者又は消費者等に対して売渡し等をした製造たばこの本数	1,000本につき860円 （旧3級品の紙巻きたばこについては、1,000本につき481円）	申告納付 毎月分を翌月末日まで																	
ゴルフ 場利用 税	ゴルフ場の利用に対する利用の日ごとの定額	1人1日につき <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税 率</th> <th>区分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>1,100円</td> <td>4 級</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>950円</td> <td>5 級</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>800円</td> <td>6 級</td> <td>350円</td> </tr> </tbody> </table> 等級の基準…ホール数、利用料金	区分	税 率	区分	税 率	1 級	1,100円	4 級	650円	2 級	950円	5 級	500円	3 級	800円	6 級	350円	申告納入 毎月分を翌月15日まで	
区分	税 率	区分	税 率																	
1 級	1,100円	4 級	650円																	
2 級	950円	5 級	500円																	
3 級	800円	6 級	350円																	
地方消 費税	(1) 譲渡割 課税資産の譲渡等に 係る消費税額 (2) 貨物割 外国貨物に係る消費 税額	消費税額の63分の17 （消費税率換算1.7%）	賦課徴収は、（譲渡割については当分の間）国において、消費税の例により、併せて行うため消費税の納期に同じ																	

準、税率、納期一覧（続き）

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
軽油引取税	<p>1 特約業者又は元売業者から現実の軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く）を行った場合の引取数量</p> <p>2 特約業者又は元売業者が軽油又は揮発油以外の炭化水素油（燃料炭化水素油）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合の販売数量</p> <p>3 特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合の販売数量</p> <p>4 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（道路において運行の用に供するため消費した場合に限る）の消費数量</p> <p>5 特別徴収義務者が特別徴収の義務が消滅したときに軽油を所有している場合の所有数量</p> <p>6 特約業者、元売業者が自ら軽油を消費する場合の消費数量</p> <p>7 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を製造して自ら消費又は他の者に譲渡した場合の消費又は譲渡数量</p> <p>8 免税軽油使用者が免税軽油を用途外に消費又は他の者に譲渡した場合の消費又は譲渡数量</p> <p>9 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を輸入した場合の輸入数量</p>	<p>1 キロリットルにつき</p> <p>32, 100円</p>	<p>1 申告納入</p> <p>前月分を毎月末日まで</p> <p>〔左記課税標準等の1に該当する場合〕</p> <p>2 申告納付</p> <p>(1)前月分を毎月末日まで</p> <p>〔左記課税標準等の2～7に該当する場合〕</p> <p>(2)当該軽油の消費又は譲渡をした日から30日以内</p> <p>〔左記課税標準等の8に該当する場合〕</p> <p>(3)当該軽油の輸入の時まで</p> <p>〔左記課税標準等の9に該当する場合〕</p>	

2 平成28年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘要	
自動車税	自動車 ○賦課期日 4月1日 ただし、4月1日以後に納税義務が発生したものは、その発生した月の翌月から、月割をもって課する。	通常税率 以下表（主な区分）のとおり。 （グリーン化税制対象車の場合） ○軽課対象車 ・・通常税率より約75%又は約50%軽減 ○重課対象車 ・・通常税率より約15%又は約10%重課	普通徴収 5月1日～5月31日 ただし、賦課期日以後に納税義務が発生した場合は知事の定める日。		
	(単位：百円)				
自 動 車 の 区 分 (主 な 区 分)					
乗 用 車	総排気量	1ℓ以下	295	75	
	〃	1ℓ超 1.5ℓ以下	345	85	
	〃	1.5ℓ〃 2ℓ〃	395	95	
	〃	2ℓ〃 2.5ℓ〃	450	138	
	〃	2.5ℓ〃 3ℓ〃	510	157	
	〃	3ℓ〃 3.5ℓ〃	580	179	
	〃	3.5ℓ〃 4ℓ〃	665	205	
	〃	4ℓ〃 4.5ℓ〃	765	236	
	〃	4.5ℓ〃 6ℓ〃	880	272	
	〃	6ℓ〃	1,110	407	
	貨 客 兼 用 車	最大積載量	1ℓ以下	132	102
		〃	1ℓ超 1.5ℓ以下	143	112
		1t以下	〃	160	128
		1t超 2t以下	〃	167	127
2t以下		〃	178	137	
ト ラ ク	最大積載量	1t以下	80	65	
	〃	1t超 2t以下	115	90	
	〃	2t〃 3t〃	160	120	
	〃	3t〃 4t〃	205	150	
	〃	4t〃 5t〃	255	185	
	〃	5t〃 6t〃	300	220	
	〃	6t〃 7t〃	350	255	
	〃	7t〃 8t〃	405	295	
	〃	8t〃 1t増すごとに右の金額を加算した額	63	47	
	〃	小型車に属するもの	102	75	
けん引車	普通車	〃	206	151	
	被けん引車	〃	53	39	
バ ス	乗車定員	30人以下		120	
	〃	30人超40人以下		145	
	〃	40人〃50人〃		175	
	〃	50人〃60人〃		200	
	〃	60人〃70人〃		225	
	〃	70人〃80人〃		255	
	〃	80人超		290	
	そ の 他	〃	30人以下	330	265
		〃	30人超40人以下	410	320
		〃	40人〃50人〃	490	380
		〃	50人〃60人〃	570	440
		〃	60人〃70人〃	655	505
		〃	70人〃80人〃	740	570
三 輪	小型自動車		60	45	
	けん引車・被けん引車		53	39	
(注) ローターエンジンを搭載する乗用車については、単室容積にローター数を乗じて得た数値に1.5を乗じた数値を総排気量とみなす。					
固定資産税	大規模償却資産の価格のうち、市町村の課税限度額を超える部分の価格 (賦課期日) 1月1日	課税標準額の100分の1.4	普通徴収 1期 4月1日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 翌年2月1日～2月末日		

準、税率、納期一覧（続き）

税目	課税標準等	税率	納期	摘要																										
<p>鉱区税</p>	<p>鉱区の面積、砂鉱区の延長又は面積 ○賦課期日 4月1日 ただし、4月1日以後に納税義務が発生したものはその発生した月の翌月から、月割をもって課する。</p>	<p>1 砂鉱を目的としない鉱業権の 鉱区（面積100アールごとに年額） 試掘鉱区 200円 採掘鉱区 400円 （石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区については上記の3分の2の税率） 2 砂鉱を目的とする鉱業権の 鉱区（面積100アールごとに年額） 河床（延長1,000メートルごとに年額） 600円 非河床（面積100アールごとに年額） 200円 100アール未満又は1000メートル未満の端数は100アール又は1000メートルとみなす</p>	<p>普通徴収 5月1日～5月31日 ただし、賦課期日以後に納税義務が発生した場合は知事の定める日</p>																											
<p>狩猟税</p>	<p>狩猟者の登録 ○賦課期日 狩猟者の登録を受けた日</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)</td> <td>①都道府県民税の所得割額を納める人</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td>②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③①に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族</td> <td>農林水産業に従事する人</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない人</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">網猟免許 わな猟免許</td> <td>④都道府県民税の所得割額を納める人</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (⑥に該当する人を除く。)</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑥④に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族</td> <td>農林水産業に従事する人</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない人</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））</td> <td colspan="2">5,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者・・・上記税率の4分の1 2. 1の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録を受ける者・・・上記税率の4分の3 3. 対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従業者に係る登録を受ける者・・・課税免除 4. 鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲に従事した者に係る登録を受ける者・・・通常の税率の2分の1</p>	区分	税率		第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)	①都道府県民税の所得割額を納める人	16,500円	②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)	11,000円	③①に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	11,000円	上記に該当しない人	16,500円	網猟免許 わな猟免許	④都道府県民税の所得割額を納める人	8,200円	⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (⑥に該当する人を除く。)	5,500円	⑥④に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	5,500円	上記に該当しない人	8,200円	第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））	5,500円			
区分	税率																													
第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)	①都道府県民税の所得割額を納める人	16,500円																												
	②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)	11,000円																												
	③①に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	11,000円																											
		上記に該当しない人	16,500円																											
網猟免許 わな猟免許	④都道府県民税の所得割額を納める人	8,200円																												
	⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (⑥に該当する人を除く。)	5,500円																												
	⑥④に該当する人の控除対象配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	5,500円																											
		上記に該当しない人	8,200円																											
第2種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを利用するものを含む。））	5,500円																													

2 平成28年度課税標準、税率、納期一覧（続き）

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	<ul style="list-style-type: none"> ○乗車定員が30人以上の自動車を運転する者 <ul style="list-style-type: none"> ・観光バス 1回につき 3,000円 ・一般乗合用バス 1回につき 2,000円 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車を運転する者 1回につき 1,500円 ○乗車定員が10人以下である自動車等を運転する者 1回につき 300円 	申告納入又は申告納付 いずれの場合も毎月分を翌月末日まで	